

令和5年度被扶養者資格確認調査（扶養調査）について

全日本空輸健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条、および、厚生労働省の指導に基づき、被扶養者資格の再確認を実施いたします。

今年度の調査対象となられた方には、調査業務代行者である社会保険労務士法人より、令和5年11月10日（金）に調査案内書を郵送いたしました。

調査案内書を受領された方は、令和5年12月8日（金）の提出期限までに、調査書類の提出をお済ませいただくようお願いいたします。